（独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定方法）

第二十六条　第二十二条及び第二十三条の規定については、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定について準用する。この場合において、第二十二条中「被保険者に」とあるのは「独立行政法人等職員被保険者に」と、同条第一号ロ中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除く。）」と、同号ハ中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（法第百十一条第一項に規定する特定健康診査等に要する費用の額を除く。）」と、第二十三条中「被保険者に」とあるのは「独立行政法人等職員被保険者に」と、同条第一号中「前条第一号」とあるのは「第二十六条の規定により読み替えられた前条第一号」と読み替えるものとする。

（後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定方法）

第二十七条　第二十二条及び第二十三条の規定については、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定について準用する。この場合において、第二十二条中「被保険者に」とあるのは「後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に」と、同条第一号ハ中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（法第百十一条第一項に規定する特定健康診査等に要する費用の額を除く。）」と、第二十三条中「被保険者に」とあるのは「後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に」と、同条第一号中「前条第一号」とあるのは「第二十七条の規定により読み替えられた前条第一号」と読み替えるものとする。

（準備金の積立て）

第二十八条　協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を含み、法第百十三条に規定する国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

第三十三条第一項中「第六十二条ノ三第二項」を「第百二十八条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十条とする。

第三十四条中「第六十二条ノ三第一項」を「第百二十八条第一項」に、「法第十九条ノ三の規定による被保険者」を「疾病任意継続被保険者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十五条第一項中「第六十二条ノ三第一項」を「第百二十八条第一項」に、「法第十九条ノ三の規定による被保険者」を「疾病任意継続被保険者」に、「第十九条ノ四第二号」を「第十四条第二号」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十六条中「第三十二条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十七条及び第三十七条の二を削る。

第三十八条中「附則第三十八項」を「附則第三条第一項」に改め、第四章中同条を第三十四条とする。

第三十九条第一項中「附則第三十八項の」を「附則第三条第一項の」に改め、同項第一号中「附則第三十八項」を「附則第三条第一項」に、「同条第二号」を「前条第二号」に改め、同項第三号中「附則第三十九項」を「附則第三条第三項」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官は、法附則第三十八項の」を「厚生労働大臣は、法附則第三条第一項に規定する」に、「法附則第三十八項の承認を」を「同条第一項の承認を」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十条を削る。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条第一項中「第二十八条ノ三第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に、「第三十一条ノ二第二項第一号ハ」を「第七十六条第二項第一号ハ」に、「第九条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に、「第九条第六項」を「第八条第六項」に、「附則第四条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第八条第三項」に、「第十条第三項第一号」を「第九条第三項第一号」に改め、同条第三項中「第九条第四項」を「第八条第四項第一号」に、「第十条第四項第一号」を「第九条第四項第一号」に改め、同条第四項中「第九条第五項」を「第八条第五項」に、「第十条第五項第一号」を「第九条第五項第一号」に改め、同条第五項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「社会保険庁長官」を「協会」に、「附則第四条第五項」を「附則第三条第五項」に改め、同条第六項中「第十一条第四項」を「第十条第四項」に、「第九条第五項」を「第八条第五項」に、「第三十一条ノ六第一項」を「第八十三条第一項」に、「附則第四条第四項」を「附則第三条第四項」に、「第九条第六項」を「第八条第六項」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条中「第十一条の三第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に、「第十一条の二から第十一条の四まで」を「第十一条から第十三条まで」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条を削る。

附則第七条の見出し中「分べん」を「出産」に改め、同条中「分べん」を「出産」に、「第十二条」を「第七条」に改め、同条を附則第五条とする。

附則に次の二条を加える。

（法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額）

第六条　法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、法第百十三条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額として積み立てられた準備金の額とする。

（法附則第九条第一項の政令で定める範囲）

第七条　法附則第九条第一項の政令で定める範囲は、最高千分の五とする。

別表第一から別表第三までを削る。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第二条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十条を第十一条とする。

第九条第一号中「第三十条」を「第六十九条若しくは第八十五条」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条中「第十五条第三項」の下に「（法第七十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　法第六条第三号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの